

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 7日現在

機関番号：32636

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530135

研究課題名（和文） 正義と自律あるいはプラトンとヘーゲルの政治哲学

研究課題名（英文） Justice and Autonomy—The Political Philosophy of Plato and Hegel

研究代表者 永井 健晴（NAGAI TAKEHARU）

大東文化大学・法学部・教授

研究者番号：10172488

研究成果の概要（和文）：研究期間中、第一に M.B. フォスター『プラトンとヘーゲルの政治哲学』を、第二に C. ソーンヒル『ドイツ政治哲学』を、第三に H. ヘラー『ヘーゲルとドイツにおける国民的権力国家思想』を、それぞれに解題を付して翻訳出版した。これらによって、①プラトンとヘーゲルの政治哲学における中心概念「正義」と「自由」とについて、②宗教改革以降のドイツにおける法と政治の正当化に係わる哲学的諸問題について、そして、③初期ヘーゲルの「国民的権力国家思想」の理論的意義について、研究を進めた。

研究成果の概要（英文）：During the years of inquiries, I have translated from English and Germany into Japanese ① M.B. Fosters study, *The Political Philosophy of Plato and Hegel*, ② C. Thornhills study, *German Political Philosophy—the metaphysics of law*, and ③ H. Hellers *Hegel und der nationale Machtstaatsgedanke in Deutschland*. In each work, I have submitted my interpretations and commentaries, in which ① I have explicated from several aspects Platos conception of “Justice (Dikaion)” and Hegels conception of “Freedom (Freiheit)”, ② examined primary metaphysical questions of legitimation concerning laws and political powers since Reformation in Germany, and ③ elucidated several points of Hegels political philosophy and the essential theoretical structures, which we are able to recognize in his so-called the “Philosophy of Objective Spirit”.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
2012年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：正義、法、権力、国家、意思、理性、自由、自律

## 1. 研究開始当初の背景

（1）西欧政治哲学及び政治理論史において伝統的に用いられてきた基礎的カテゴリー、たとえば、正義 (dikaion, ius)、自由 (eleutheria, libertas)、平等 (homoion,

equality)、友愛 (philia, friendship)、公共善 (koina agatha, public goods)、そして民主制 (demokratia, democracy) など—これらの用語の含意の両義性、多義性、あるいは差異性と同一性を、背景にある古典古代と

西欧近代の歴史的・社会的な諸構造に照らして、明らかにすること。

(2) 西欧政治理論史の発端と終末において屹立する、一方の①プラトンの『国家』(Politeia) 篇における「理性」(logistikon)・「気概」(thymoeides)・「欲望」(epithumetikon)の構成(統制)秩序としての「正義」(dikaion, dikaiosyne)と、他方の②ヘーゲルの『法権利の哲学—あるいは自然法及び国家学の基本的スケッチ』(Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse)における「自己限定」(Selbstbestimmung)としての「自由」(Freiheit)、「意思」(Wille)、「権力」(Macht)、「法権利」(Recht)などのそれぞれの概念の政治理論史的意義の再解釈を試みる。

(3) マキアヴェッリとスピノーザの「国家理性論」やRepublikanismusなどを再検討すること。

(4) ナトルプ、マオラーなどのプラトン解釈、ディルタイ、T・リット、G.ルカーチ、H.マルクーゼ、E.ブロッホ、T.アドルノなどのヘーゲル解釈を再検討すること。

(5) 19世紀以降のドイツ国法学、国家学、とりわけイエリネク、ギールケ、そして、ワイマール共和国期のC.シュミット、H.ケルゼン、H.ヘラー、スメントなどのその政治哲学・法哲学的意義を再考すること。

## 2. 研究の目的

(1) 古典古代と西欧近代における、とりわけプラトンとヘーゲルの、政治哲学の基本思想を対照させ、それぞれの政治理論史的な意義と限界を見きわめること。

(2) プラトンとヘーゲルの政治哲学の理論的再解釈によって、とりわけ現代日本において無批判に一般化している西欧近代自然法論的・社会契約論的国家論、そしてさまざまな民主制論の範型の意義と限界を見極めること。

(1)、(2)を通じて、「西欧近代」の意義を批判的に再考すること。

## 3. 研究の方法

(1) プラトンとヘーゲルの政治哲学に関する当該テキスト、とりわけプラトン『国家—正義について』(Politeia)及びヘーゲル『法権利の哲学—あるいは自然的法権利及び国家学の基本的スケッチ』(G.W. Hegel, *Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*, 1821)の原典を丹念に読解するのみならず、両者の他の著作も可能なかぎり参照して、それぞれを再解釈する。

(2) プラトンの政治哲学については、アリストテレスのそれとの異同を見極め、そのことの意味を明らかにする。また、ラインハル

ト・マオラー『プラトンの<国家>篇と民主制』Reinhardt Maurer, *Platons "Staat und Die Demokratie"*, 1970, Berlin(邦訳、『プラトンの政治哲学』、永井健晴訳、2005年、風行社)を援用して、プラトン政治哲学の現代的意義、とりわけその「民主制批判」を批判的に検討する。

ヘーゲルの政治哲学に関しては、①ヘーゲル自身の初期草稿群に示されている政治理論的モチーフ(「国民的権力国家思想」)を明確化し、②マキアヴェッリ、スピノーザ以降の「国家理性」論の系譜を後づけ、そして③ヘーゲルの政治理論において克服の対象となるライプニッツ、プーフェンドルフ、トマージウス、C.ヴォルフ、カント等のドイツ自然法論、ドイツ啓蒙主義の国家論の政治理論論的意義と限界を見極める。④いわゆる「Macht=Recht 理論」に基づくヘーゲルの近代国家論の意義と限界を明確にする。

(3) さらに、ヘーゲル政治哲学に関して、①ヘーゲルのユダヤ教・キリスト教観、②ドイツ観念論(カント、フィヒテ、シェリング)からの影響関係、③ヘーゲル政治哲学がドイツ国法学・国家学、とりわけ、O.フォン・ギールケ、R.スメント、H.ヘラーなどに与えた影響関係を可能なかぎり析出する。

## 4. 研究成果

(1) 研究主題「正義と自律あるいはプラトンとヘーゲルの政治哲学」に関して、M.B.フォスターの『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(M.B. Foster, *The Political Philosophy of Plato and Hegel*, Oxford, 19359)の翻訳・読解によって、プラトンにおける「正義」概念とヘーゲルにおける「自由」概念の異同の見極めを通じて、一定の理論的展望(解釈枠組み)が可能となった。プラトン『国家』(Politeia) 篇における「正義」(dikaion, dikaiosyne)とは、「魂」(psyche)と「国家」(polis)とのそれぞれにおける、「理性」(logistikon)が「気概」(thymoeides)を介して「欲望」(epityumetikon)を統御する、という機能的な構成(統制)秩序を意味している。この両構成(統制)秩序(すなわち国制 Politeia)を、プラトンはここでは「正義」(Dikaion)と呼んでいる。このテキストの眼目は、「魂」と「国家」との両構成(統制)秩序の間の相互規定関係にある。フォスターによれば、ギリシア語には端的にラテン語の voluntas やドイツ語の Wille、つまり「意志」を指示する語が存在しないが、ここでのプラトンにおける「理性」と「欲望」を統制的に媒介する「気概」は、ヘーゲルの政治哲学における「自己限定」(Selbstbestimmung)という意味での「自由」(Freiheit)あるいは「意思」を示唆している。とするならば、要するに、ヘーゲル政治哲学においては、ある意味

で、古代ギリシア思想 (Hellenismus) と古代ユダヤ・キリスト教思想 (Hebraismus) との、主知主義 (Intellektualismus) と主意主義 (Voluntarismus) との、思惟範型が、その有機的に組織化された理性的かつ現実的な国家範型において、端的に揚棄されているのである。

(2) プラトン政治哲学に対する批判、とりわけそのいわゆる「哲人王制」という国家範型に対する批判は、ある意味ですでにアリストテレスのそれを嚆矢とする。二〇世紀前半には、とりわけケルゼン、カッシーラー、ポッパーなどによってプラトンの国家範型は全体主義の思想的源流として断罪された。しかしながら、全体主義の理論的起源はむしろ、西欧近現代における近代合理主義、法実証主義、科学主義とその歴史的・社会的な現実そのもの、すなわち、ウェーバーのいう「(世界の) 合理化=脱呪術化」、ホルクハイマーのいう「理性の主観化・道具化=理性の腐蝕」、要するに「啓蒙の弁証法」(Dialektik der Aufklärung) についての自己反省の欠如—ここにこそある、というべきであろう。プラトンとアリストテレス、この師弟における政治理論的關係は、例えば「法の支配」(rule of law) と「人の支配」の、あるいは (C. シュミットのいう) 「規範主義」(Normativismus) と「決断主義」(Dezisionismus) の、区別と關係に関してそうであるように、一般に信じられているほど単純に割り切れないし、二者択一に帰着しない。

(3) C. ソーンヒル『ドイツ政治哲学—法の形而上学』(C. Thornhill, *German Political Philosophy — The Metaphysics of Law*) は、宗教改革以降、マルティン・ルターから現代のニクラス・ルーマン、ユルゲンハーバーマスに至る、近現代ドイツにおける政治哲学・法哲学が孕むプロブレマティックの思想史的系譜を扱っているが、このテキスト読解を通じて、とりわけ、ヘーゲル政治哲学における、ギリシア哲学のみならず、ユダヤ教・キリスト教思想やプロテスタティズム、ドイツにおけるローマ法の継受などの思想的・理論的諸契機が、より明らかになった。大陸自然法論や契約国家論に関しては、ヘーゲル国家論の前提となる、プーフENDORF、トマージュス、ライプニッツ、C. ヴォルフ、ドイツ観念論 (カント、フィヒテ、シェリング) などの政治哲学・法哲学に係わる議論の意義や限界がより明確化された。

(4) ソーンヒルの上掲著書の読解によって、十九世紀前半のドイツにおけるロマン主義的国家論や歴史主義法学、法実証主義、マルクス、ニーチェ、ウェーバー、ハイデガー、ルカーチ、二〇世紀前半の、とりわけワイマール共和国期のドイツ国法学・国家学 (ケルゼン、C. シュミット、ヘラー等) におけるポ

レーミク、その後半の社会哲学・社会理論 (ルーマン、ハーバーマス) 等々の理論的意味とその限界も、より明らかになった。

(5) H. ヘラー『ヘーゲルとドイツにおける権力国家思想—政治的精神史への一寄与』(Hermann Heller, *Hegel und der nationale Machtstaatsgedanke in Deutschland — Ein Beitrag zur politischen Geistesgeschichte*) の読解を通じて、次のことが判明した。すなわち、①初期ヘーゲルにおける草稿「神学論集」(Jugendschriften) と「ドイツ憲政秩序論」(Verfassung Deutschlands) における、啓蒙主義的な自然法論・契約国家論とロマン主義的な有機体論的国家論との両方を理論的に揚棄しようとする「国民的権力国家思想」の一貫した理論的モチーフが、後期ヘーゲルの『法権利の哲学—自然法及び国家学の基本的スケッチ』における「客観的精神の哲学」ないし「理性的国家論」において体系的に再構成されていること、②この国家論の政治理論的再構成に際して、「権力」(Macht)、「法権利」(Recht)、「習俗規範 (人倫) 性」(Sittlichkeit)、「有機的組織体」(Organismus)、「人格性」(Persönlichkeit) などの基本的思惟範疇がきわめて重要な意味を果たしていること、③その理論構成においては、ギリシア哲学、ユダヤ教・キリスト教思想、ローマ法、自然法論・契約論などの理論的諸契機がヘーゲル固有の仕方では体系化されていること、④ヘーゲルは、(国民的)「権力国家」(nationale Machtstaat) が「法治国家」(Rechtsstaat)、つまり自然法論的契約国家に対して、理論的にも実践的にも優位にあることを、一貫して主張しているが、それはドイツの歴史的・社会的な状況についてのヘーゲル自身のいわば実存的判断によっていること、⑤Macht と Recht、Machtstaat と Rechtsstaat は、ヘーゲルにおいては理念的にも現実的にも二者択一に帰着することなく、原理的には「権力 (Macht)」=「法権利 (Recht)」、「権力国家 (Machtstaat)」=「法治国家 (Rechtsstaat)」、さらには「国民 (Nation)」=「国家 (Staat)」と考えられていること、⑥両契機を媒介するのは「有機体」(Organismus) ないし「有機的組織化」(Organisation)、「人格性 (Persönlichkeit)」、そして二重の意味を有する「習俗規範 (人倫) 性 (Sittlichkeit)」といったヘーゲル固有の概念とその用語法であること、⑦国家の対外的権力衝動と国家の構成メンバー (国家市民) の自発的能動的権力衝動が、常に同時に考えられていること、⑧自然法的契約国家においては異なり、有機的に組織化された国民国家 (理性国家) は、概念的にも現実的にも、「市民国家」(必要国家・悟性国家) が区別されていると同時に、さまざまな中間的諸団体を介して、両者の有

機的関連が構想されていること、⑨ヘーゲルの「歴史哲学」、「苦難の神義論」、戦争論などが国家論と国際法論とにとっていかなる意義を持ちうるか、これのことが明確になった。

(6) 今後の課題として、まずプラトン理解に関しては、研究期間中に十分果たせなかった、とりわけ『政治家』篇や『法律』篇について集中的な読解と研究を行いたい。次にヘーゲルの国家論及び政治哲学・法哲学における近現代国家の原理的諸問題を考えるうえでは、①マキアヴェリやスピノーザの「国家理性」論について再検討・再確認すること、②上掲著作の著者ヘルマン・ヘラーのハンス・ケルゼンやカール・シュミットに対する論争に関係して、ヘラーの背景にあるオットー・フォン・ギールケ、ディルタイ、ルドルフ・スメント、テオドール・リット、そして、単純にはカント主義に還元しがたい、ゲオルク・イェリネクや、とりわけマックス・ウェーバー、これらの理論家・思想家たちの政治理論に係わるテキストを新たに再読し、内外の現在の状況においてドイツ国家学・国法学の再建が果たしうる政治理論史的意義を再検討したい。

(7) 当初の主題「正義と自律あるいはプラトンとヘーゲルの政治哲学」については、今後さらに上で言及したような研鑽を積んで、一書に成果を纏めて公刊を期したい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

- ①永井健晴、ヘルマン・ヘラー『ヘーゲルとドイツにおける国民的権力国家思想』(5)、(6)、第22巻、第1号、第2号合併号、査読無、2013、179-280
- ②永井健晴、ヘルマン・ヘラー『ヘーゲルとドイツにおける国民的権力国家思想』(4)、第21巻、第2号、査読無、2012、pp. 97-158
- ③永井健晴、ヘルマン・ヘラー『ヘーゲルとドイツにおける国民的権力国家思想』(3)、第21巻、第1号、査読無、2011、pp. 141-174
- ④永井健晴、ヘルマン・ヘラー『ヘーゲルとドイツにおける国民的権力国家思想』(2)、『大東法学』、第20巻、第2号、査読無、2011、pp. 117-153
- ⑤永井健晴、ヘルマン・ヘラー『ヘーゲルとドイツにおける国民的権力国家思想』(1)、『大東法学』、第20巻、第1号、査読無、2010、pp. 163-207

〔図書〕(計3件)

- ①永井健晴、ヘルマン・ヘラー著『ヘーゲルとドイツにおける国民的権力国家思想』(Hermann Heller, *Hegel und der nationale Machtstaatsgedanke in Deutschland — Ein Beitrag zur politischen Geistesgeschichte*, Kiel, 1921)、翻訳、解題、風行社、2013、434
- ②永井健晴、他、C. ソーンヒル「ドイツ治哲学—法の形而上学」(Chris Thornhill, *German Political Philosophy — Metaphysics of Law*, London, 2007、翻訳、解題、風行社、2012、817 (pp. 55-313)、但し、監修者として全頁を推敲した。
- ③永井健晴、M.B. フォスター『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(M.B. Foster, *The Political Philosophy of Plato and Hegel*, Oxford, 1935)、翻訳、解題、風行社、2010、319

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

永井 健晴 (NAGAI TAKEHARU)  
大東文化大学・法学部・教授  
研究者番号：10172488